

校外生活のきまり

帯広市立豊成小学校

安全で楽しく生活できるように、次のことを守りましょう。

1. 日常生活について

- ☆ 4月～9月は、午後5時までに帰宅しましょう。10月～3月は、午後4時までに帰宅しましょう。
- ・規則正しく生活し、家庭学習を計画的に進めましょう。
 - ・バランスのよい食事をすると共に、手洗い・うがいをしっかり行い、健康に気をつけましょう。

2. 校外生活について

☆必ず行き先、同行者、帰宅時刻をはっきり告げてから外出しましょう。

① 子どもだけでしてはいけないこと

- ・校区外に行くことや、大型店、遊戯施設（ゲームセンター、カラオケ、ボーリング場など）飲食店への出入りは、保護者同伴とします。
- ・近所の商店（コンビニエンスストア）へは保護者の許可を得て必要な場合に限り、行ってもよいこととしますが、買い物のマナーについて事前に指導してください。また、購入後は保護者に報告するようにしましょう。
- ・映画は、保護者の許可を得た（4年生以上）場合に限り、友達とみてもよいこととしますが、映画館まで保護者に送り迎えをしてもらいましょう。また、映画館内でのマナー、鑑賞態度について事前に指導してください。
- ・Wi-Fiを利用しての携帯ゲーム使用目的の入店はいけません。
- ・友達を家に泊めたり、友達の家に泊まったりしてはいけません。
- ・親が留守の友達の家に入ってはいけません。
- ・友達どうして物や金銭の貸し借り、おごったりおごられたりしてはいけません。

② 屋外の遊びについて

- ・川付近での遊びや木登りは、非常に危険ですから禁止します。
- ・歩道や車道でローラースケートやキックボードなどを使用すること、自宅の敷地外でエアガンやスポンジ製ソフト弾などを使用することは禁止します。
- ・歩道の雪が完全に解けるまでは、自転車に乗ってはいけません。
- ・関係のない場所（私有地・工事現場など）への立ち入りはやめましょう。
- ・花火（火をつかうこと）は、保護者同伴でなければできません。

③ 交通安全について

- ・外出する時、公園などの公共施設を利用する時は、交通安全に留意し決まりやルールを守って遊びましょう。

④ 不審者について

- ・見知らぬ人に声をかけられたら、「いか・の・お・す・し」で対応しましょう。
- ・不審者を発見した時は、すぐ警察に知らせましょう。

3. 保護者のみなさんへ

- ・おつかいをさせる時は、酒・たばこは買わせないようにしてください。
- ・メールやインターネット、パソコン・スマートフォン・携帯電話の使用は保護者と一緒にさせてください。
- ・お子さんが不審者や事故に巻き込まれないよう、安全指導をお願いします。併せて不審電話への対応についてもよく話し合っておきましょう。（子どもだけの時は、電話に出ない・切るなど）

年間を通した、基本的なきまりについてのお知らせです。

長期休業中等（夏休み・冬休み・春休み）の前には、別途プリントを配付させていただきます。

子どもたちの安全・安心を守るために、学校と家庭で共有していきましょう。

